

# 法律知識 No.83



弁護士 大橋 征平  
介護福祉課 主幹  
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

最近、「終活」という言葉を目にする機会が増えました。人生の最後に向けて身の回りの整理や財産などを生きているうちに整理しようと思っています。この際、酒癖の悪い夫と離婚して、身も心も軽くする「終活離婚」を検討しています。終活離婚をしても遺族年金や財産を貰うことはできますか。



A

遺族年金を受給する資格のある者ですが、遺族基礎年金については、一定年齢以下の子のある配偶者と一定年齢以下の子となっています。また、遺族厚生年金を受給する資格のある者は、配偶者と一定年齢以下の子などとなっています。どちらにせよ配偶者でなくなった者は受給する資格はありませんから、離婚した後は、遺族年金を受給する資格は無いことになります。

年金を受給するのとは少し違いますが、年金分割を検討してみてください。婚姻期間中の厚生年金記録が分割されます。働いていない期間などがあれば、年金額が増えることになります。平成20年4月1日分以降は、請求すれば、等分で分割されることになっています。それ以前の分については合意などにより分割することになります。

財産が貰えるかですが、離婚した後は、相続人となることはなく、相続により財産を貰うことはできません。

相手方から財産を譲り受ける方法としては、離婚時に財産分与の請求をすることが考えられます。夫婦の共有財産を基本的に平等に分けることになります。相手方名義の財産が多いのであれば、財産分与により、財産を貰えることになります。

各出張所で法律相談会を  
開催しています  
(各回ともに13時～16時)

開催日

- 福島出張所 1月15日(月)、2月5日(月)
- いわき出張所 1月9日(火)、1月23日(火)  
2月13日(火)、2月27日(火)
- 二本松出張所 1月16日(火)、2月20日(火)

ここから下は広告です。